

武豊町制限付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町が発注する建設工事について、工事の質の確保を図りつつ、入札・契約手続の透明性の確保及び公正な競争の促進を図るとともに、不良不適格業者の参入を防ぐため、一定の条件を付した制限付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 一般競争入札に付す対象は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条に規定する建設工事のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 設計金額1億5千万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額1億5千万円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額1億円以上の管・電気工事
- (4) 設計金額1億円以上の水道施設工事
- (5) 前2号に掲げるもののほか、武豊町建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）が必要と認めたもの。

2 前項の規定にかかわらず、施工条件等の技術的特性を必要とする工事及び一般競争入札を行い不調になった工事については、指名競争入札又は随意契約により執行することができるものとする。

(入札参加資格要件)

第3条 前条第1項による一般競争入札に参加する者は、次に掲げる資格要件を備えなければならない。

- (1) 入札の公告日に武豊町入札参加資格者名簿に登載されている者で、第6条第1号に規定する武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出日から対象工事の入札日までの間、武豊町建設工事請負業者指名停止等取扱要領に基づく指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (2) 法第3条第1項の規定により、対象工事の業種について特定建設業の許可を受け、かつ、営んでいるもの。
- (3) 特定建設工事共同企業体の第1構成員においては、法第3条第1項の規定により、対象工事の業種について特定建設業の許可を受け、かつ、営んでいるもの。また、第2構成員においては、対象工事の業種について特定建設業又は一般建設業の許可を受け、かつ、営んでいるもの。
- (4) 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査（最新のもの）の総合評点が別表第1～5に掲げる数値以上であること。ただし、設計金額が10億円以上の土木一式工事及び建築一式工事並びに前条第1項第5号に規定する工事については、審査会が別に定めた数値以上であること。
- (5) 対象工事に配置を予定する技術者が適正であること。

- (6) 対象工事と同種の工事について一定の実績を有すること。
 - (7) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (9) 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者で、入札参加資格の再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続き開始又は再生手続き開始の申立てをなされなかった者とみなす。
 - (10) 入札の公告の日から開札の日までの期間において、「武豊町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年2月14日付け武豊町・武豊町教育委員会・愛知県半田警察署締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- 2 入札参加資格者を特定建設工事共同企業体とする場合は、共同企業体取扱要領に基づき結成させるものとし、前項の規定は企業体の構成員となることのできる者の要件に準用する。
 - 3 前条第1項に規定する工事についての資格要件は、審査会が必要と認めた場合は、工事ごとに変更することができる。

（入札参加資格等の公告）

第4条 武豊町財務規則（昭和61年規則第11号。以下「財務規則」という。）第160条、第162条及び第163条の規定による公告は、武豊町役場掲示場に掲示して行うものとし、公告の写しは契約担当課で閲覧することができる。また、あいち電子調達共同システム（以下「CALS/EC」）で電子入札を行う案件については、CALS/EC内の入札情報サービス又は武豊町ホームページにおいて閲覧することができる。

（入札説明書の配布等）

第5条 入札説明書は、公告の写し、契約書案、約款、武豊町建設工事等関係入札者心得書、設計書、図面、仕様書及びその他の説明書を含める。

- 2 設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を除く入札説明書は、前条の規定による公告後速やかに配布を始めることとし、入札日前10日まで配布する。
- 3 前条の規定による公告が行われたときは、入札説明書に指定する場所において対象工事に係る設計図書を閲覧に供するものとする。この場合において、当該設計図書の配布を希望する者に対しては、有償により配布するものとし、配布を希望する者は、第6条第1項に規定する武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）提出時にその旨を書面で申し出なければ

ならない。

4 町長は、前項の設計図書の配布を希望する申し出をした者に対して、対象工事の入札日前10日までに入札説明書で指定する場所において設計図書を配布しなければならない。

5 C A L S / E Cで電子入札を行う案件については、入札情報サービス(C A L S / E C内)又は武豊町ホームページにおいて入札説明書等の閲覧ができるものとする。

(資格確認申請書)

第6条 一般競争入札に参加することを希望する者は、次に掲げる書類を所定の期日までに持参により提出するものとする。なお、C A L S / E Cで電子入札を行う案件については、次に掲げる書類をC A L S / E Cにて申請するものとする。ただし、添付ファイルが1MBを超える場合については、入札担当課に確認を取り、公告にあるメールアドレスにメールにて提出するものとする。

(1) 確認申請書(様式第1号又は様式第1号の2。)

(2) その他、町長が必要と認めた書類

(入札参加資格審査)

第7条 前条による確認申請書が提出されたときは、審査会に諮り、その資格を確認する。

2 審査会は、必要があると認めるときは、確認申請書を提出した者に対して説明を求めることができる。

(確認通知)

第8条 前条第1項により資格を確認したときは、その結果を速やかに、武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(様式第2号。以下「確認通知書」という。)により当該申請者に対して通知する。この場合において、入札参加資格がないと確認した者に対しては、確認通知書にその理由を付するものとする。

2 C A L S / E Cで電子入札を行う案件については、確認通知書をC A L S / E C上で当該申請者に対して通知する。参加資格がないと確認した者に対しては、確認通知書にその理由を付するものとする。

(無資格者への理由の説明)

第9条 前条の規定により入札参加資格がない旨を通知され、無資格理由に不服がある者は、確認通知書に記載された指定する期日までに、一般競争入札参加の資格がないとされた理由について(様式第3号)を持参し、説明を求めることができる。

2 町長は、前項に規定する書面が提出されたときは、速やかに審査会で審査し、その結果を、一般競争入札参加の資格がないとした理由について(回答)(様式第4号)により回答するものとする。

3 この場合において、審査の結果、説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条の通知を取り消し、前段の回答に併せて、改めて入札参加資格

のある旨の通知を行うものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 第 6 条の規定により提出された確認申請書及びその添付書類は、返還せず、また公表しない。

(入札説明書に対する質問)

第 11 条 入札説明書に対する質問は、書面による質問書の提出により行うものとし、当該質問書の提出があった場合は、町長は、その質問に対する回答書を作成し閲覧に供しなければならない。

2 質問書の提出期間は、原則として入札説明書の配布を開始した日の翌日から入札執行の日の 7 日前までとする。

3 質問書の提出場所は、当該工事を所管する課等とし、提出は持参によらなければならない。

4 質問書に対する回答書の閲覧は、原則として質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して 3 日後までに開始し、入札執行の日の前日に終了する。

5 質問に対する回答書の閲覧場所は、当該工事を所管する課等とする。

6 C A L S / E C で電子入札を行う案件の質問書については、入札説明書の公告に記載された日時を質問書の提出期間とし、当該工事を所管する課（公告に記載されている課）にメール又は F A X にて提出するものとする。よって、電話等での質問については、原則、回答をしない。また、質問書の回答については、入札情報サービスに随時添付するものとし、入札執行の日の前日に終了する。

(入札保証金)

第 12 条 一般競争入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、財務規則第 165 条第 1 項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

(1) 保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 財務規則第 160 条に規定する資格を有する者で、過去 10 年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、且つ、これらを全て誠実に履行したものであって、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札の執行)

第 13 条 入札は、武豊町建設工事等関係入札者心得書に規定する入札書を郵送及び電送等によらず、持参することによって行うものとする。この場合において、入札に参加する者は、第 8 条の規定による確認通知書を持参し、入札会場にて職員の確認を受けなければならない。C A L S / E C で電子入札を行う案件については、武豊町電子入札要領に規定する方法で入札を行うものとする。

2 入札者が 1 者だけの場合は、入札を中止することがある。ただし、C A L S / E C で電子入札を行う案件については、入札者が 1 者だけの場合も有効とする。

3 入札の執行回数は、3 回までを限度とする。ただし、予定価格を事前に公表す

る場合は1回とする。

- 4 入札執行者は、第1回目の入札に限り、入札に参加する者に対して、入札書と併せ、入札書に対応する工事費内訳書（任意様式可。以下「内訳書」という。）を提出させることができる。
- 5 入札参加者は、前項で提出した書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。また、CALS/ECで電子入札を行う案件についても、入札時の添付書類として内訳書を提出しなければならない。また、提出の際、工事名又は業者名の記載ミス、内訳書の工事価格（税抜き）と入札金額が同額ではない場合、内訳書の記入漏れ、計算間違い等があった場合についても、その入札書は無効とする。
- 6 開札は、入札執行の日時場所において、入札に参加する者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- 7 最低価格提示者が2者以上あるときは、その者にくじを引く順番を決定するためのくじを引かせ、次に落札者を決定するくじ引きを行い、落札者を決定する。
- 8 前項の場合において、入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係の無い職員がくじを引くものとする。
- 9 CALS/ECで電子入札を行う案件において、最低価格提示者が2者以上あるときは、武豊町電子入札要領の仕様に従い、電子くじにて落札者の決定を行う。
（入札結果の公表等）

第14条 落札者が決定したときは、速やかに次に掲げる事項を閲覧により公表しなければならない。

- (1) 確認申請書提出者
- (2) 入札参加資格がないと認められた者及びその理由
- (3) 入札執行調書

2 前項の閲覧は、落札者が決定した日からその翌年度の末日までの間、総務部総務課で行う。

3 CALS/ECで電子入札を行う案件については、落札者が決定した日からその翌年度の末日までの間、入札情報サービスにて閲覧することが出来る。

（契約保証金）

第15条 契約者が、次の各号のいずれかに該当するときは、財務規則第186条第1項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除するものとする。

- (1) 保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

（入札の無効）

第16条 財務規則第164条に掲げる入札、確認申請書及びそれに添付した書類に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とするものとし、町長はその旨を財務規則第162条の規定による公告及び入札説明書に明記するものとする。

- 2 第8条の規定による入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札日において武豊町建設工事請負業者指名停止等取扱要領に基づく指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けている者又は第3条第1項及び第2項に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当するものとし、町長はその旨を入札説明書に明記するものとする。
- 3 前項に規定する無効の入札を行った者を落札者と決定していた場合は、その落札決定を取り消すものとし、町長はその旨を入札説明書に明記するものとする。

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(別表1)

入札参加資格者の区分

(土木一式工事)

1) 設計金額1億5千万円以上 3億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		870点以上
単体	郡内業者(注2)		970点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1260点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	650点以上
単体	県内業者(注3)		1360点以上

2) 設計金額3億円以上 10億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		870点以上
単体	郡内業者(注2)		1060点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1360点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	650点以上
単体	県内業者(注3)		1460点以上

10億円を超えるものについては、その都度審査会で協議し資格要件を決定する。
共同企業体の第2構成員については、一般建設業者についても参加可能とする。

(別表2)

入札参加資格者の区分

(建築一式工事)

1) 設計金額1億5千万円以上 3億円未満の場合

	参加形態	業者区分		総合評点
	単体	町内業者(注1)		740点以上
	単体	郡内業者(注2)		900点以上
	共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1200点以上
		第2構成員	町内業者(注1)	650点以上
	単体	県内業者(注3)		1300点以上

2) 設計金額3億円以上 10億円未満の場合

	参加形態	業者区分		総合評点
	単体	町内業者(注1)		900点以上
	単体	郡内業者(注2)		1000点以上
	共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1300点以上
		第2構成員	町内業者(注1)	650点以上
	単体	県内業者(注3)		1400点以上

10億円を超えるものについては、その都度審査会で協議し資格要件を決定する。
共同企業体の第2構成員については、一般建設業者についても参加可能とする。

(別表3)

入札参加資格者の区分

(管工事)

1) 設計金額 1億円以上 3億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		770点以上
単体	郡内業者(注2)		870点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1170点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	550点以上
単体	県内業者(注3)		1270点以上

2) 設計金額 3億円以上 10億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		870点以上
単体	郡内業者(注2)		970点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1270点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	550点以上
単体	県内業者(注3)		1370点以上

10億円を超えるものについては、その都度審査会で協議し資格要件を決定する。
共同企業体の第2構成員については、一般建設業者についても参加可能とする。

(別表4)

入札参加資格者の区分

(電気工事)

1) 設計金額 1億円以上 3億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		780点以上
単体	郡内業者(注2)		880点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1180点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	500点以上
単体	県内業者(注3)		1280点以上

2) 設計金額 3億円以上 10億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		880点以上
単体	郡内業者(注2)		980点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1280点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	500点以上
単体	県内業者(注3)		1380点以上

10億円を超えるものについては、その都度審査会で協議し資格要件を決定する。
共同企業体の第2構成員については、一般建設業者についても参加可能とする。

(別表5)

入札参加資格者の区分

(水道施設工事)

1) 設計金額1億円以上 3億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		800点以上
単体	郡内業者(注2)		850点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1000点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	590点以上
単体	県内業者(注3)		1100点以上

2) 設計金額3億円以上 10億円未満の場合

参加形態	業者区分		総合評点
単体	町内業者(注1)		800点以上
単体	郡内業者(注2)		900点以上
共同企業体	第1構成員	県内業者(注3)	1100点以上
	第2構成員	町内業者(注1)	590点以上
単体	県内業者(注3)		1200点以上

10億円を超えるものについては、その都度審査会で協議し資格要件を決定する。
共同企業体の第2構成員については、一般建設業者についても参加可能とする。

別表 1 ~ 5 の取扱について

(入札参加資格者の資格要件の取扱)

1) 要領第 3 条第 3 項の規定により、当該工事における競争性が確保できる環境が整う状況まで、 から順番に資格要件を拡大する。よって、上記の入札参加資格者の区分は、工事内容等により変更することがある。

2) 上記に定めのない建設工事の入札参加資格者の区分は、工事ごとに定める。

(業者区分の規定)

(注 1) 町内業者とは、武豊町内に本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店又は営業所において契約の締結の権限を有する者を置いている者をいう。

(注 2) 郡内業者とは、半田市、常滑市、大府市、東海市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町に本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店又は営業所において契約の締結の権限を有する者を置いている者をいう。

(注 3) 県内業者とは、愛知県内に本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店又は営業所において契約の締結の権限を有する者を置いている者をいう。

武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

武豊町長

(申請者)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

制限付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者及び破産者で復権を得ないものでないこと並びに申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日
年 月 日
- 2 工事名
- 3 路線等の名称
- 4 工事場所
- 5 入札参加資格申請書記載責任者(申請書の内容に答えられる方)
氏 名
会 社 名
電話番号(TEL・FAX)

6 資格確認申請事項

(1) 建設業許可番号及び 工事業の数値	会社名	許可番号	総合評点
			点
(2)専任の配置予定の技術者氏名等			
会社名		技術者氏名	
生年月日		本籍地・住所	
工事業に係る（指定建設業） 監理技術者証の交付番号及び有効期間		第 号 年 月 日まで有効	
同 種 工 事 の 経 験 の 概 要	工事名		
	発注機関名		
	工事場所		
	請負代金額	共同企業体である場合は、出資比率に応じた施工実績を記載するとともに、 ()書きで、全体契約金額及び貴社の出資比率を記載すること。	
	工期		
	従事職名	現場代理人、監理技術者、主任技術者等配置予定技術者が従事した職名を記載する。	
	工事内容 (工法、規模等を記載)		

(3) 同種工事の施工実績		
会社名(代表者)		
工 事 概 要	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工期	
	受注形態等	
	工事の内容 (工法、規模等を記載)	
工 事 概 要	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工期	
	受注形態等	
	工事の内容 (工法、規模等を記載)	

(記載要領及び留意事項)

- 1 (1) の建設工事業の数値は、申請者が結果通知を受けた最新の経営事項審査結果通知書に記載された総合評点の点数を記載すること。
- 2 (2) には、配置予定の技術者の氏名等を記載すること。なお、配置予定技術者については、公告等において明示した同種工事の実績の概要を記載すること。また、資格確認申請書提出の際には、次の資料を併せて提出すること。

配置予定技術者の国家資格（公告等において明示した工事の資格）を証する書面（一級技術検定合格証明書）の写し及び指定建設業監理技術者資格者証（公告等において明示した資格者証）または、監理技術者証の写し

配置予定技術者の「同種工事の経験の概要」欄に記載した工事の工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写しを添付すること。（CORINSのデータが無い場合については契約書（工事名、発注者、契約金額、工期、社印、同種工事と判別できる工事概要を有する部分）及び、その工事の現場代理人及び主任技術者届の写しでも可。）

配置予定技術者の6ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係が明示することができる資料（健康保険証等）の写し。（監理技術者資格者証で確認できる場合は省略可）

- 3 (3)には、公告等において明示した同種工事の経験の概要を2件以上記載すること。なお、資格確認申請書提出の際には、記載した工事のCORINS竣工時登録データの写しを添付すること。（CORINSのデータが無い場合については請負契約書（工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要を有する部分）の写しでも可とする。）

- 4 上記の他、資格確認申請書提出時には、次の資料等を提出すること。

建設業許可通知書の写し（確認申請書を提出した日において公告等において明示した同種工事業の許可を有していること）

建設業許可申請書様式第1号の別表（営業所ごとの営業業種一覧表）

申請者が結果通知を受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し

- 5 電子入札により入札を執行する場合については、入札公告及び武豊町電子入札要領に従い、上記1～4の資料を添付すること。

武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

武豊町長

特定建設工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

その他の構成員

住 所

商号又は名称

代表者氏名

制限付き一般競争入札に参加したいので、関係書類を添えて申請いたします。

なお、共同企業体の構成員が被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者及び破産者で復権を得ないものでないこと並びに申請書及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

3 路線等の名称

4 工事場所

5 入札参加資格申請書記載責任者（申請書の内容に答えられる方）

氏 名

会 社 名

電話番号（TEL・FAX）

6 資格確認申請事項

(1) 建設業許可番号及び 工事業の数値		会 社 名	許 可 番 号	総 合 評 点
	代 表 者			点
	第 2 構 成 員			点
(2)専任の配置予定の技術者氏名等				
会社名 (代表者)		技術者氏名		
生年月日		本籍地・住所		
工事業に係る(指定建設業) 監理技術者証の交付番号及び有効期間		第 年 月 日 号 日まで有効		
同 種 工 事 の 経 験 の 概 要	工事名			
	発注機関名			
	工事場所			
	請負代金額	共同企業体である場合は、出資比率に応じた施工実績を記載するとともに、 ()書きで、全体契約金額及び貴社の出資比率を記載すること。		
	工期			
	従事職名	現場代理人、監理技術者、主任技術者等配置予定技術者が従事した職名を記載する。		
	工事内容 (工法、規模等を記載)			
会社名 (第2構成員)		技術者氏名		
生年月日		本籍地・住所		
工事業に係る(指定建設業) 監理技術者証の交付番号及び有効期間		第 年 月 日 号 日まで有効		

(3) 同種工事の施工実績		
会社名(代表者)		
工 事 概 要	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工期	
	受注形態等	
	工事の内容 (工法、規模等を記載)	
工 事 概 要	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	請負代金額	
	工期	
	受注形態等	
	工事の内容 (工法、規模等を記載)	

(記載要領及び留意事項)

- 1 (1) の建設工事業の数値は、申請者が結果通知を受けた最新の経営事項審査結果通知書に記載された総合評点の点数を記載すること。
- 2 (2) には、各構成員の配置予定技術者の氏名等を記載すること。
なお、代表者の配置予定技術者については、公告等において明示した同種工事の経験の概要を1件のみ記載すること。
また、資格確認申請書提出の際には、次の資料を併せて提出すること。
各構成員の国家資格(公告等において明示した資格)を証する書面(一級技術検定合格証明書)の写し及び代表者については指定建設業監理技術者資格者証(公告等において明示した資格者証)または、監理技術者証の写し
代表者の配置予定技術者の「同種工事の経験の概要」欄に記載した工事の工事实績情報システム(CORINS)竣工時登録データの写しを添付すること。(CORINSのデータが無い場合については契約書(工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要を有する部分)及び、その工事の現場代理人及び主任技術者届の写しでも可とする。)
配置予定技術者の6ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係が明示することができる資料(健康保険証等)の写し。(監理技術者資格者証で確認できる場合は省略可)
- 3 (3)には、公告等において明示した同種工事の経験の概要を2件以上記載すること。
なお、資格確認申請書提出の際には、記載した工事のCORINS竣工時登録データの写しを添付すること。(CORINSのデータが無い場合については請負契約書(工事名、発注者、契約金額、工期、社印、受注形態が共同企業体である場合は出資比率及び同種工事と判別できる工事概要を有する部分)の写しでも可とする。)
- 4 上記の他、資格確認申請書提出時には、次の資料等を提出すること。
建設業許可通知書の写し(確認申請書を提出した日において公告等において明示した同種工事業の許可を有していること)
建設業許可申請書様式第1号の別表(営業所ごとの営業業種一覧表)
申請者が結果通知を受けた最新の経営事項審査結果通知書の写し
- 5 電子入札により入札を執行する場合については、入札公告及び武豊町電子入札要領に従い、上記1～4の資料を添付すること。

第 号
年 月 日

様

武 豊 町 長

武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書(通知)

このことについて、 工事の制限付き一般競争入札参加資格確認の結果
は下記のとおりです。

記

入札公告日	年 月 日	
工 事 名		
入 札 参 加 資 格 の 有 無	有 ・ 無 (ただし、開札日時までに武豊町入札参加資格者名簿に登載され、 かつ 工事業の数値が 点以上であること。)	
	入札参加 資格がないと認め た理由	
入札保証金		

入札参加資格があると認められた方は、入札時に、この武豊町制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を必ず持参してください。(電子入札を除く)

なお、入札参加資格がないと通知された方は、その理由について、説明を求めることができます。

この説明を求める場合には、年 月 日までに 課へ、その旨を記載した書類を持参により提出してください。

(連絡先 武豊町役場 課)

様式第3号(第9条関係)

第 号
年 月 日

武 豊 町 長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

制限付き一般競争入札参加の資格がないとされた理由について

下記工事の入札参加資格がないとされた理由について、 年 月 日付け
第 号で通知されましたが、その理由についての説明を求めます。

記

- 1 工事名
- 2 路線等の名称
- 3 工事場所

様式第4号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

武 豊 町 長

制限付き一般競争入札参加の資格がないとした理由について(回答)

年 月 日付けで説明を求められた下記工事の無資格理由は次の通りです。

記

1 対象工事

(1) 工事名

(2) 路線等の名称

(3) 工事場所

2 理由の説明

(連絡先 武豊町役場 課)

入札保証金免除申請書

年 月 日

武豊町長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札保証金につきましては、下記の契約実績がありますので、年 月 日付け
武豊町公告に基づき、納付の免除を申請いたします。

記

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	発 注 機 関
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	

上記に記載する工事について、記載内容を確認するため、記載した工事の契約書の写し・CORINS竣工時データの写し等を添付すること。

入札保証金免除申請書

年 月 日

武豊町長

(申請者)

特定建設工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

入札保証金につきましては、下記の契約実績がありますので、年 月 日付け
武豊町公告に基づき、納付の免除を申請いたします。

記

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	発 注 機 関
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	

上記に記載する工事について、記載内容を確認するため、記載した工事の契約書の写し・CORINS竣工時データの写し等を添付すること。

契約保証方法通知書

年 月 日

武豊町長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記工事に係る契約保証金の方法は、次の通り(番号に を付したもの)です。

- 1 契約保証金の納付
- 2 契約保証金に代わる担保となるものの提供
- 3 本町を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 4 保険会社との間での工事履行保証契約の締結(履行ボンド)
- 5 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証の提供

公告日もしくは整理番号 _____ 入札日 _____ 年 月 日

工事名 _____

路線等の名称 _____

工事場所 _____

契約保証金は請負代金額の10分の1以上とし、100円未満の端数については切上げるものとする。

契約保証方法通知書

年 月 日

武豊町長

特定建設工事共同企業体

代表者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

下記工事に係る契約保証金の方法は、次の通り（番号に を付したもの）です。

- 1 契約保証金の納付
- 2 契約保証金に代わる担保となるものの提供
- 3 本町を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 4 保険会社との間での工事履行保証契約の締結（履行ボンド）
- 5 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証の提供

公告日もしくは整理番号 _____ 入札日 _____ 年 月 日

工事名 _____

路線等の名称 _____

工事場所 _____

契約保証金は請負代金額の10分の1以上とし、100円未満の端数については切上げるものとする。

契約保証金免除申請書

年 月 日

武豊町長

(申請者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

契約保証金につきましては、下記の契約実績がありますので、武豊町財務規則第186条の規定に基づき、納付の免除を申請いたします。

記

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	発 注 機 関
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	

上記に記載する工事について、記載内容を確認するため、記載した工事の契約書の写し及び、CORINS竣工時データの写し等を添付すること。

契 約 保 証 金 免 除 申 請 書

年 月 日

武豊町長

(申請者) 特定建設工事共同企業体
 代 表 者
 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名

契約保証金につきましては、下記の契約実績がありますので、武豊町財務規則第186条の規定に基づき、納付の免除を申請いたします。

記

工 事 名	契 約 金 額	契 約 年 月 日	発 注 機 関
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	
	千円	年 月 日	

上記に記載する工事について、記載内容を確認するため、記載した工事の契約書の写し及び、CORINS竣工時データの写し等を添付すること。